法人評価について

1. 背景

- 独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)では、国立研究開発法人は、各事業年度の終了後3ヶ月以内(6月末)までに、業務実績及び自己評価結果の報告書を主務大臣に提出し、公表することとされている。
- また、通則法において、主務省庁は、法人から提出された報告書について評価を行い、遅滞なく、当該法人に対してその評価の結果を通知し、公表することとされている。

2. 平成27年度 評価の進め方

○ 自己評価(自己評価委員会)

日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)では、5月に自己評価委員会を開催し、「日本医療研究開発機構平成27年度自己評価報告書(案)」(以下「報告書(案)」という。)をとりまとめた。

○ 外部評価 (研究·経営評議会)

6月に研究・経営評議会**を開催し、報告書(案)に基づき評価を実施し、外部評価報告書を取りまとめた。また、報告書(案)に対する意見を最終的な自己評価報告書に反映し、自己評価・外部評価報告書として、6月末に主務省庁に提出。

※ 独立行政法人の評価に関する指針では、国立研究開発法人は、自己評価書の作成に当たっては、 外部評価結果等を適切に活用し、自己評価に反映するよう、努めることとされており、機構におい ては、研究・経営評議会を用い、外部評価を行うこととしている。

○ 主務省庁による評価

主務省庁において、7月に日本医療研究開発機構審議会*を開催し、自己評価・外部評価報告書について機構から説明を行った。そこでの意見も踏まえ、主務省庁において主務大臣による評価書をとりまとめ、9月に機構に評価結果が通知された。

※ 通則法では、主務大臣は、国立研究開発法人の業務実績に関する評価に際し、あらかじめ「研究開発に関する審議会」の意見を聞くこととされており、機構については、「研究開発に関する審議会」として、内閣府に、日本医療研究開発機構審議会が設置されている。

独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)(抄)

- 第35条の6 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。
 - 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び 中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績
 - 三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間 における業務の実績
- 2 国立研究開発法人は、前項の規定による評価のほか、中長期目標の期間の初日以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第一項ただし書の規定により定められた場合又は第十四条第二項の規定によりその成立の時において任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第二項の規定により定められた場合には、それらの国立研究開発法人の長(以下この項において「最初の国立研究開発法人の長」という。)の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。
- 3 <u>国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。</u>
- 4 国立研究開発法人は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する末日を含む事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する業務の実績及び当該業務の実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の評価は、第一項第一号、第二号若しくは第三号に定める事項又は第二項に規定する業務の実績について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中長期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行おうとするときは、研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 <u>主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立研究開発法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。</u>この場合において、第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。
- 8 委員会は、前項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 9 主務大臣は、第一項又は第二項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該国立研究開発法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。